

個人化社会における自立と依存に関する一考察

——「無縁社会」から「成熟依存社会」への転換——

梅木 真寿郎

- I はじめに
- II 現代社会における「単身世帯」の課題
 - 1 「私」と「個人」の概念をめぐって
 - 2 なぜ、「個人」が求められるようになったのか：歴史的背景から
 - 3 現代社会における「個人化」
- III なぜ「自立」支援なのか
 - 1 福祉社会の根幹としての「個人」
 - 2 「強いられた自立」は、「自立」と呼びうるものか
 - 3 社会的統合としての自立支援で、なぜ社会的に包摂できないのか
- IV 「成熟した依存」を許容する福祉社会の射程
 - 1 人間がひとりで生きていくことの主観的側面と客観的側面
 - 2 孤立させない社会に向けて
- V 結びに代えて

I はじめに

ライフスタイルの変化をはじめ、様々な要因のもと、わが国における単身世帯の増加が顕著にみられるようになってきた。三世代家族の減少が指摘されるようになり、既に久しいが、家族規模の縮小は、漸次進行している。少子化の原因としても知られる晩婚化や非婚化に加え、過疎化をはじめとした若年層の都市部への流出は、限界集落の問題とまではいかないまでも、地域社会の空洞化¹⁾を促進させ、コミュニティの持続可能性に疑問符をつきつけている。また、マスメディアが報じた「無縁社会」²⁾の実態は、コミュニティにおける人ととのつながりの難しさを、ある種の衝撃をもって知らしめた。

この無縁社会の実像に迫るべくなされた「単身世帯」に関する先行研究としては、2005年の『国勢調査』等の統計データの緻密な分析結果に基づいてまとめられた藤森（2010）の労作など³⁾がある。著作の構成は、四部構成（全12章）からなっており、主な概要は、第一部で、「単身世帯の現状とこれまでの増加の実態とその要因」を、第二部では、単身世帯の増加が社会に与える影響について、低所得者層の増加、介護需要や社会的孤立といった課題に対する考察を、そして、第三部では、日本の取り組みを考えるためにあたって、その比較するための対象軸として、海外（特に英国）の単身世帯の状況と、それを支える社会的枠組みに関する紹介し、最後の第四部で、

自助・互助・共助・公助の諸側面から対応策を検討した上で、特に社会保障の拡充の必要性を主張したものとなっている。藤森(2010)の知見から、「単身世帯」の持つ課題と、「今後要請されるであろう社会的取り組み」の方向性は、一定確認することができる（具体的には、「公的なセーフティネットの拡充」と「地域コミュニティのつながりの強化」を構築していく必要があるといった主張である）。但し、統計的分析とそれに基づいた対策の提案を主眼に置いた同書の性格から、「単身世帯とは、そもそも何なのか」に関する議論自体は、ほとんどなされていない。勿論、「はじめに」において、「単身世帯の増加は問題か」、「一人暮らしを選んだ人の責任ではないか」といった問い合わせた上で、若干の言及⁴⁾は見られるが、「単身世帯」そのものの議論とはなっていない。

本論においては、その点について、そもそも「単身世帯において、何を問わないといけないのか」、また「なぜ、そのことを問わなければいけないのか」ということについて、その論理を考察することとしたい。勿論、「単身世帯」がリスクに弱い構造であることは、一般に知られており、「単身世帯」イコール「好ましくない」といった所見は、これまで多く寄せられている。また、「単身世帯」の増加の背景として、「個人主義」の台頭といった側面からの議論も少なくない。しかし、表象的な現象面を記述しただけでは、その本質的な意味を説明したことにはならないと考える。例えば、斎藤(2000:17)が指摘するように、「孤独」(loneliness)と「一人でいること」(solitude)は、質的に次元の異なるものであって、曖昧な言葉の使い方を避けて、概念を明確に区別して考えていく必要がある。要するに、調査を軸にした現象面の提示という手法の有用性を十分認識した上で、しかしながら、それでも、「なぜ、単身世帯に関わらなければならないのか」。そして、その上で、これまで当然のことながら、福祉専門職を中心に、「単身世帯」にかかわりをもっているはずであるにもかかわらず、「なぜ、単身世帯への支援が遅々として進まないのか」について、検討することの意義は少なくないのではないかと考える。

そこで本論では、まず先行研究の知見をもとに、「わたくし」・「私」・“private”の概念を精査した上で、本論における「個人」の概念の措定を行う。そして、それを基点に現代社会における「単身世帯」のどのような側面を問う必要があるのかについて、考察を行った。具体的には、コミュニティにおける単身高齢者に着目し、「個人の尊厳」を実質的に担保し得る公共政策（とりわけ、地域福祉政策）のあり様について検討する。その際、福祉専門職において基礎的価値として位置づけられる「自立支援」における「自立」の概念と、地域住民における「自立生活」における「自立」の概念の比較検討を通じて、考察を試みた。そして、最後にそれらを踏まえて、福祉社会としての「成熟依存社会」⁵⁾に向けて、何が求められているのかについて述べ、本論の結びとした。

II 現代社会における「単身世帯」の課題

1 「私」と「個人」の概念をめぐって

「私」と「個人」という言葉について、日常的に厳密な使い分けをしているという例は、慣習的には多いとは言えないのではないだろうか。ここで、漢語を由来とする「私」とは、「公」に対するものとして使われるものであり、英語でいうところの“private”の意味に近い⁶⁾。一方、「個人」についてであるが、こちらは“individual”的意味に近いことができる。また、「私」については、平仮名で「わたくし」（大和言葉）と書く用例もあり、その生成過程における歴史的背景や意味構造は、それぞれ異なることになる。これらについて、白川（2007）、渡辺（2002）、水林（2002）、黒住（2002）、中山（2002）らの知見に基づいて、整理すると以下のようになる。

まず、「わたくし」であるが、そもそも「大和言葉」の中に、中国語の「私（スー）」にあたる適當な言葉は、存在していなかった。その起源としては、大化前代の古代日本に伝來した折に、訓読語の新造語として、「わたくし」が誕生したものと考えられている。したがって、そのことを理解するためには、「私（スー）」の当時の中国での使用の意味を理解しておく必要がある。漢字の「私」は、会意文字であり、稻などの穀物を意味する「禾」と、耜の象形である「ム」に従うものである。「耜を用いて耕作する人を私」という、つまり、「私とは私属の耕作者で、隸農的身分のもの」を意味する文字である。「公は族長貴族、私はその私属の隸農」を指すものであった。そして、『韓非子』において、「自ら環らす者之を私と謂ひ、私に背く之を公と謂ふ」⁷⁾とあるように、対立概念としての「公私」概念が形成された。しかしながら、当時の日本においては、中国とは異なり、国家と社会の国制が、分離しておらず（未成立の段階）、韓非子のような、対立概念としての意味の普及を見るものではなかった。要するに、日本における「わたくし」の場合、「おおやけ」の一部を形成する一部分であり、「おおやけ」から独立して存在するものとして理解する余地はなかった。

次に、「私」であるが、このことは、日本型「公私」観念の原型の成立期として位置づけられるものである。班田収授法（「大化の改新」以降につくられたもので、701年の大宝律令によって制度化した）においては、「私」の成立する余地はなかったが、三世一身法（723年、三世代までの繼承を認め、その後、収公するもの）によって、「私」の形成に向けた第一歩が踏み出されたといつてもよい。そして、743年の墾田永年私財法は、さらに土地制度の変容を加速させるものであった。それに伴い「私」が「公」を侵食することになり、「私」という概念が形成された⁸⁾。その結果、「公」に「私」が付着するかたちではあるものの、「私」という概念が一般に浸透し、重層構造としての日本型「公私」概念が、形成されるに至った。

最後に、「個人」についてであるが、この概念は「私」とは全く次元を異にする概念と言って

も過言ではない。近代的個人という言葉があるように、歴史的にも、近代社会に入ってから誕生した言葉である。具体的には近代ヨーロッパ、その中でも特に、近代イギリスに起源を求めることができる。したがって、その新訳語として当てはめられることになった日本語の「個人」についてではなく、英語である“individual”について、「私」を意味する“private”と対比しながら、確認していくことにする。まず、“private”⁹⁾の語源であるが、ラテン語の“privare”であり、その語義としては、“to set apart, deprive of (奪う)”ことを意味している¹⁰⁾。それでは、何を奪われていることを表すときに使われていたのかというと、古代ローマにおける市民権を奪われた状況であって、極めてネガティブな意味合いを持つものであったことで知られる。一方、“individual”の語源は、「in (できない) + dividuus (分けられる) + al (状態・性質)」であり、これ以上分けることが不可能な状態を意味するものである。しかし、ここで注意すべきことは、近代的個人という言葉からもわかるように、現在言うところの“individual”は、史的発展の中で付加されたものであり、西欧においても当初は存在しなかったことである。したがって、西欧における“individual”的概念も当初は、漢字で言うと、熟語の「個人」というより、「個」¹¹⁾に近かったことがわかる。つまり、“individual”的の語源からの探索ではなく、「近代的個人」が誕生した史的背景を知ることが先決であろう。中山(2002: 87-88)が、「近代的な『個人』というコンセプトは、『近代的な公私二元論』の境界線引きを前提に作り上げられたコンセプトである」。そして、「英米思想史における『近代市民社会』、『近代的個人』、『公私二元論』という三点セットの創始者は、やはりジョン・ロックである」と言及しているように、イギリス経験論哲学の代表的人物であるロック(John Locke, 1632-1704)は、極めて重要な位置を占めている。特に、ロックの唱えた経験論的認識論として知られる「白紙(タブラ・ラサ tabula rasa)」による「生得観念」の否定は、それまでの王権や教権による民への支配に対して、一石を投じるものであった¹²⁾。つまり、神が君主だけでなく、人間すべてに対して平等に授けた「理性」によって、人間は「自由に自分の意志に従うこと(行使すること)」が可能な存在であり、そのような「自律」した存在としての「近代的個人」像を描定した。勿論、「近代的個人」自体は、画期的なものであって、それまでの身分制としての封建社会を突き崩し、市民による社会契約のもと、市民政府の樹立に貢献するものであり、評価すべきものである。しかしながら、ロックによる「近代的個人」の概念も、近代啓蒙哲学に類するカントなどと同じく、優生思想を濃厚に持ち合せている点において、時代的な限界は存在する。ロックは次のように述べている。「けれども時には、自然の通常の筋道通りに発達しないで、個人に何かの欠陥の起ることがあり得る。そのためにもし何人かが、法を知りその規律に従って生活するだろうと想定される程度の理性を獲得しないとすれば、その者は決して自由人となり得ず、決して自分自身の欲するままには放任されない。〔中略〕だから精神病者や白痴は決してその両親の支配から解放されない」(Locke, = 1689: 63)。このように、判断能力の程度に応じた成年後見の余地は、想定されてはいない。この部分が、「近代的個人」がもつ限界であり、基本的人権を広く認めた現代社会における「個人」との相違点であると言える。

ここまで見てきたように、「わたくし」、「私」、「個人」という言葉は、明らかに異なる意味を

持つものであるにもかかわらず、日常的にはあまり意識されずに用いられている節がある。但し、本論にあたっては、これらの考察を念頭に、言葉を意識的に使い分けて表記していくことにする。

2 なぜ、「個人」が求められるようになったのか：史的背景から

「単身世帯」が増加した背景には、歴史的必然性があるのであって、現代社会における理解を図るにあたって、そのあたりの議論は看過すべきではない。そこで、聊か簡潔にではあるが、その経過を概観しておく。先にも述べたとおり、「単身世帯」の背景に、「個人主義 (individualism) の台頭」を指摘する例は、少なくない。個人主義という言葉自体は、フランスにその起源を求めることができる。「フランス革命によって、個人から成る社会という理念が、単に抽象的に唱えられるばかりでなく、その理念に基づく急進的な改革が実行され〔中略〕個人によって生み出される無秩序への危惧」がその発端であり、また「個人を、いかに再構築された社会的関係へと結び付けるか」（宇野 2007：82–3）という時代的関心をその史的背景に持つものである。そして、フランスの政治思想家であるアレクシス・ド・トクヴィル (Alexis de Tocqueville, 1805–1859) が、『アメリカの民主政治』(*De la démocratie en Amérique*, 1835) の中に使用した “individualisme” は、もっとも初期の用例の一つである¹³⁾。トクヴィルは、「個人主義」という概念を次のように説明している。

個人主義は新しい思想が生んだ最近のことばである。われわれの父祖は利己主義しか知らなかつた。利己主義は自分自身に対する激しい、行き過ぎた愛であり、これに動かされると、人は何事も自己本位に考え、何を描いても自分の利益を優先させる。個人主義は思慮ある静かな感情であるが、市民を同胞全体から孤立させ、家族と友人と共に片隅に閉じこもる氣にさせる。〔中略〕利己主義はあらゆる徳の芽を摘むが、個人主義は初めは公共の徳の源泉を涸らすだけである。だが、長い間には、他のすべての徳を攻撃、破壊し、結局のところ利己主義に帰着する。利己主義は世界とともに古い悪徳である。ある社会の中に多くあって、他の社会には少ないというものではない。個人主義は民主的起源のものであり、境遇の平等が進むにつれて大きくなる恐れがある。
(Tocqueville, = 1835 : 175–6)

このトクヴィルの指摘は、「単身世帯」を考える上で一定の示唆を与えてくれる。まず、個人主義と利己主義は、峻別すべきものであるということ。加えて、個人主義は、民主的起源をもつということである。しかし、その反面、個人主義というものが、個人の孤立に影響するとの指摘もあるように、トクヴィルは、個人主義に対しては、批判的な立場にあることがうかがえる。

日本において、「個人主義」が移入されてくるのは、明治時代に入ってからということになる。例えば、福沢諭吉¹⁴⁾は、トクヴィルの影響を受けた人物の一人であり、その他にも、夏目

漱石が「私の個人主義」などで、この新しい概念に先駆的に取り組んでいる¹⁵⁾。

しかし、それら知識人による取り組みもあったわけではあるが、明治政府が個人主義を積極的に取り入れることはなかった。そもそも、明治政府にとっての使命が、欧米列強の帝国主義、植民地政策への対応であり、強力な中央集権国家の確立にあったからである。要するに、中央集権国家を整備するにあたり、個人主義の採用よりも日本神話に起源を求める天皇中心の「天賦国権説」¹⁶⁾に活路を見出し、超国家主義の道を歩むことになる。当然のことながら、1889(明治22)年の大日本帝国憲法の発布は、国権の最高法規で、そのことを揺るぎないものとして定めるものであつただけに、近代市民社会に向けた動きに対して、極めて大きな障壁として、負のインパクトを与え続けた。わずかながらに、大正デモクラシーといわれるよう、大正期になると、吉野作造の民本主義や美濃部達吉の天皇機関説など、比較的「表現の自由」が緩やかになった。また、1917年には、ロシア革命により世界で初めて、共産主義国家としてのソヴィエトが樹立されることになる。まさに、「民衆の時代」の到来を予感させるものであり、日本国内でもマルクス主義の台頭などをみることになる。しかしそれも束の間、昭和に入り1930年代になると、京都帝國大学の滝川事件、国体明徴運動¹⁷⁾など、アカデミックな領域における言論も封じられ、文部省による『国体の本義』(1937年)や『臣民の道』(1941年)に見られるような超国家主義へと邁進することになる。法的にも、治安維持法(1925年)や資源調整法(1930年)、究極的には、國家総動員法(1938年)に至り、「個人」の概念はおろか、「私」的領域の存在すら否定される状況となる。国民精神総動員(1937年)や大政翼賛会の設立(1940年)、学徒勤労動員(1943年)などは、国民生活のすべてを国家が管理下に置く、「滅私奉公」の最たるものであったといえるであろう。敗戦後(1945年8月15日～)のGHQによる占領下政策の中で、国家主義体制は解体され、急速に民主化が進められていくことになるが、先に確認したとおり、戦時下において私的領分が、公的(ある意味、「国家的」)領分に不当なまでに侵害を受けたことの、反動として、「私的」領分を積極的に守っていこうという傾向が強まったことができる。このことは、戦後の「個人の尊厳」を希求する大きな推進力であったし、日本国憲法第13条¹⁸⁾は、そういう意味では、人口に膾炙するものであった。

3 現代社会における「個人化」

ここまでとところで、漸く、わが国における現代社会における「単身世帯」を考察する上での「個人」という概念の措定ができたわけだが、次に現代社会における「個人」が置かれている状況について、考察していくことにする。個人と社会の連関については、社会学の領域では相当の研究の蓄積がなされている。例えば、デュルケムの『社会分業論』はその代表的なものといえる¹⁹⁾。デュルケムは、同書の第一版序文において、次のように言及している。

本書をあらわす機縁となった問題は、個人的人格と社会的連帶との関係の問題である。個

個人化社会における自立と依存に関する一考察（梅木）

人がますます自立的になりつつあるのに、いよいよ密接に社会に依存するようになるのは、いったいどうしてであるか。個人は、なぜいよいよ個人的になると同時にますます連帶的になりうるのか。というのは、この二つの動きは矛盾しているようにみえて、実は並行してあいついでいるからである。これが、われわれのみずからに提起した問題である。

(Durkheim, = 1893 : 37)

また、同書の第二版序文において、次のように言及している。

ひとつの国民は、国家と諸個人とのあいだに、一連の第二次的集団をすべて挿入することによってのみ、みずからを保持しうる。これらの第二次的集団は、国家と違って個人に近いから、個人を自己の活動領域に強くひきよせ、こうして社会生活の主要な奔流に個人をひきいれることができるからである。
(*ibid.* : 24-5)

このように、デュルケムは、社会が解体され、個人が否応なしに国家と向き合わざるを得ない当時の状況を憂い、第二次的集団（ここでは、職業集団の意味）を媒介とした社会の再構築を模索した。しかし、武川（2007 : 96）が指摘するように、デュルケムが見ていた「個人」は、福祉国家以前のものであり、現代の「個人」を捉えるにあたっては、福祉国家成立以後の社会に置かれた「個人」についても検討しておく必要がある。そして、そのことを考えるにあたって、不可欠なものが、ドイツの社会学者であるウルリッヒ・ベック（Ulrich Beck, 1944-）が提示する「個人化」の問題である。ベックは、「個人化」の萌芽を次のように述べている。

第二次世界大戦後の福祉国家による近代化のなか、前代未聞の射程範囲と力学をもった社会の個人化が始まった。すなわち、高い物質的生活水準と社会的保障の推進を背景にして、人間は、歴史的連續性が断絶されるなかで、伝統的な階級による諸制約や家族の扶養から解放された。そして、ますます自分自身に注意を向け、あらゆる危険やチャンスや矛盾に満たされた労働市場における自分個人の運命に注意を向けるようにしむけられた。

(Beck, = 1986 : 138)

このようにベックは、福祉国家の成立によって家族の扶養などから「個人」が解放されたことが、結果的に「個人化」を促進させるものであると、警鐘を鳴らした。武川（2007 : 98-104）は、これを踏まえ、日本における個人化について、次のような分析をしている。個人化は、① 最小単位の分解の過程と、② 個人化の結果として生じる最小単位の行為様式の変化の二つの側面から捉えることができる。前者は、「人格としての個人が、それまで最小単位として存在した集団から離脱していく過程であり」、その結果として「個人は集団による拘束から解放され、自立と自由を手に入れる。しかし他方で、個人は集団による保護を喪失し、場合によっては、集団から

放逐され排除される」。このことは、「家族の個人化」・「職域の個人化」・「地域の個人化」といった様々なシステムレベルにおいて生じてきている（具体的には、「個食」・「ホテル家族」などをあげることができる）。しかし、それまで分解不能であった核家族をさらに分割することを可能とし、社会生活の基本単位を「個人」に変質させたものが、実は福祉国家そのものであったということは、ある意味、皮肉なことと言わざるを得ない。また、後者についてであるが、「消費の個人化」の進行を指摘している。このことは、コンビニエンス・ストアの普及が象徴的なものということができるだろう。

最後に、それでは、なぜ「個人化」する社会が問題となるのであろうか。この点について、武川の整理に倣い、「個人化」の分解過程と、「個人化」の結果がもたらす影響の側面から考えてみたい。

まず、「個人化」に伴い析出される大量の「個人化された生」は、本当に「個人」といえるものなのか、という本質的な問いである。個人というものが、そもそも自律や主体性に見られるような、内発的なものであるのに対して、「個人化」現象の場合、外部要因によって「個人」であることを相当程度に規定されている。要するに、外部規定によって「個人」であることを強いられている（強いために）「個人」(?)であることができる。そう考えた場合、この「個人化された生」は、相當に脱色されており、「個人化」現象を経た「個人」(?)が、そもそも「尊厳ある個人」と呼ぶに足るべき状況に置かれているのかについては、甚だ疑問を感じざるを得ない。結論を先取りすると、この状況は、まさに「私」の状況であって、新たな「個人」というよりも、新たな「私」の出現と呼んだ方が適切なのではないかと考えている。なぜならば、「個人」("individual")とは、分けることができない状況を意味するはずであるにもかかわらず、「尊厳ある個人」というものを想定した場合、これ以上分けることが適切でない（但し、この価値判断が妥当であるのかについては、異論もあると思われる。ここでは、少なくとも「本人が望んでいない」というコンテクストを意図²⁰⁾している）部分についても、「分節化」されている。あえて、卑近な表現を用いるとするならば、「分けている」というより、「切り刻んでいる」といったニュアンスの方が強いのではないかと考える。したがって、このような状況を鑑みると、「個人化」する社会には、問題が存在すると推察できる。

次に、後者についてであるが、「個人化」の最大の悪徳は、社会的排除（ソーシャル・エクスクルージョン）という種が胚胎していることにある。地域社会を考えた場合、地縁集団だけではなく、地縁を離脱した（させられた）諸個人も含めたものへと、地域社会の構成単位が変化してきた。NPO の増加にみるように、地縁から離脱した個人は、自発性を基礎に結合するようになった（武川 2007 : 108-9）。しかし、このことは、先の「個人化」現象を経ても、自発性や主体性を持ち続けることのできる自律した「個人」には当てはまるものの、先に述べたとおり、「個人化」によって、声を出すこともできず、ただ立ち尽くすことだけしかできない「私」の状況に追い込まれた人たちにとっては、地域社会の中で放置されることにつながってくる。このような状況は、「社会的排除」以外のなものでもない。この点は、「福祉社会」の創造に向けて、取り組ま

なければならない、喫緊の課題と言うことができる。

このように、「単身世帯」を考えるにあたっては、「個人主義」という問題というよりは、「個人化」について、これらのことについて、その内実が問われなければならない問題であると考える。

III なぜ「自立」支援なのか

1 福祉社会の根幹としての「個人」

単身世帯において、問われるべきは、「個人主義」そのものではなく、「個人化」にあることは既に述べた。加藤（2011）は、福祉社会を構想するにあたり、「社会福祉」を次のように定義している。

社会福祉とは、個人の尊厳、普遍平等性、互恵的共生の福祉原理に則り、マイノリティのエンパワーメントという領域において、人権保障、社会権保障、生活世界の再構築に、主体的・相互変容的に取り組むことによって、すべての人の自己実現を進め、社会構造を変革する、政策・サービス・活動・運動をいう。
(加藤 2011 : 10)

また、加藤（2010）は、社会福祉の基本哲学を提起するにあたり、「① Individuality（意志と目的を持ち固有時の中で自己形成に生きる）、② Universality（普遍的対等な権利の主体として生きる）、③ Reciprocity（支え支えられ相手を活かすことで活かされる互恵、共生、連帶を求めて生きる）と規定」（同書：10）している。そして、その中でも「個人」であることを根幹に据え、「『固有の尊厳（inherent dignity）』、『個人の自律（individual autonomy）』、『人としての独立（independence of persons）』、で構成される『人権が保障』されていること」（加藤 2011 : 10）を、福祉社会を構想するにあたっての前提条件としている。つまり、「個人」であること、そして何ごとにも代えることのできない²¹⁾、かけがえのない「尊厳（“dignity”）」の対象としての「尊厳ある個人」は、福祉社会にとって必要不可欠なものであることがわかる。したがって、「個人」であることは、確立すべきものであり、また保障すべきものであって、否定されるものではないということである。問われるべきは、「個人」や「個人主義」ではなく、「個人化」にあるといえるであろう（この点については、IV章で言及する）。先にも述べたとおり、「個人」や「個人主義」の言葉の多義性を認めることができ、一般に曖昧模糊とした使われ方がなされる例も少なくない。例えば、「個人主義の台頭」というフレーズをネガティブに使う場合、利己主義（egoism）や自己中心主義（egocentrism）、個人中心主義（privatism）、ミーイズム（meism）と同義に使われる場合が少なくない。しかし、それらは、明らかに「個人主義」とは異なるものであって、本論では、本来的な意味での「個人」、「個人主義」を希求すべきものと考えていることを、改めて確認

しておきたい。その上で、「個人主義」の特質を示す概念である、「自治」・「独立」・「自立」の中から、特に「自立」に着目し、社会福祉学において、自明のものとして語られつつある「自立支援」について、考察を行うことにする。なぜならば、「個人化」がもたらす文脈が、多面的な解釈が容易な「個人主義」というものを操作的に扱っているからであって、その巧妙な論理について、節を改めて、福祉的側面から捉え直してみることにする。

2 「強いられた自立」は、「自立」と呼びうるものか

社会福祉学において、この「自立」の概念をめぐって議論は、分厚い研究の蓄積の跡があり、社会福祉学における中心的なテーマの一つと言っても過言ではない。しかし、その多くは、アメリカのIL運動や女性解放運動、そしてわが国においては、生活保護法における「自立助長」といった文脈から扱ったものが大勢を占めている。そもそも「自立」という言葉が、なぜ発生したのか、その思想的背景を分析したものは、岩崎(2002; 2006; 2008)のものなど、比較的少ない状況であるように思われる。ここで「自立」とは、“*independence*”²²⁾であって、「自律 “*autonomy*”²³⁾」とは異なるものであり、広辞苑によると、「他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること」と記されている。岩崎(2002: 74)は、この「自立」について、「他人の援助を受けない」という意味での「自助」と、「他の支配を受けない」という意味での「自律」の二つの意味が込められていること。また、啓蒙哲学による「理性以外の何者からも支配されない」という意味での「自律」に対して、「自立」が古典派経済学からのアプローチとして、「他者からの支配や規制を受けずに利己的な欲求を追求できる」という意味での自由を重視したものであることを指摘している(岩崎2002: 78)。

このように「理性」に対して強く批判し、原理的なまでの「自由」を提示した人物として、オーストリア学派の経済学者で、代表的なリバタリアンの一人、ハイエクをあげることができる。彼は、「個人主義」という側面から、この点について、次のように明瞭な示唆を与える。

個人主義の基本原則は、どのような人間、もしくはどのような人間の集団も、他の人間の地位が何であるべきかを決める権力を持つてはならないということである。

(Hayek, = 1949: 31)

ここで、ハイエクが「政府の介入」の不当性を「個人主義」の文脈で述べていることは、岩崎が指摘する「他者からの支配や規制を受けずに利己的な欲求を追求できる」ことを可能にする「自立」という概念そのものであることがわかる。つまり、古典的自由主義の流れの中で(現在言うところの新自由主義)、「自立」という言葉が、生み出されたものであることを鑑みた場合、当然のことながら、ことの善し悪しは別として、「自立」という概念の根には、表層的にはどんなに覆いがなされていたとしても、古典的自由主義の発想と親和性の高い要素が内包されているこ

とは、想像するに難くないことである。

また、わが国でも明治期に大ベストセラーになったことで知られるサミュエル・スマイルズ（Samuel Smiles, 1812-1904）の『自助論』は、「他人の援助を受けない」という意味での「自助」について直截簡明なまでにその一端を示してくれる。彼は、「天は自ら助くる者を助く」と冒頭で掲げ、次のように続けて述べている。

外部からの援助は人間を弱くする。自分で自分を助けようとする精神こそ、その人間をいつまでも励まし元気づける。人のために良かれと思って援助の手を差し伸べても、相手はかえって自立の気持ちを失い、その必要性をも忘れるだろう。保護や抑制も度が過ぎると、役に立たない無力な人間を生み出すのがオチである。いかにすぐれた制度をこしらえても、それで人間を救えるわけではない。いちばんよいのは何もしないで放つておくことかもしれない。そうすれば、人は自らの力で自己を発展させ、自分の置かれた状況を改善していくだろう。

（Smiles, = 1858 : 12）

つまり、「個人主義」特に、「自立」が包含する「自助」の側面を過度に強調し、レッセフェールを正当化する主張は、イギリスのトマス・マルサスやハーバート・スペンサー、わが国では、加藤弘之らが展開した典型的なものと言ってよい。しかし、これらの行きつくところは、「自立」のできない「個人の生」を「財（コスト）」に換算し、その非効率性から「優生思想」へ転嫁するか、「自立」を強いて厳格に管理し、しばしばステигマを伴いながら、あくまで「自立」しえない規格外の存在としてレッテルを張り、そのことと引き換えに、漸くディーセントという言葉とは余程縁のない「劣等処遇」を原則とした「援助」が付与されるという状況であった²⁴⁾。ここで注目したいことは、「自立を強いる」ということについてである。わが国を代表する社会福祉学者である岡村重夫は、生活の本質としての個人と社会制度との関係を「社会関係」と定義した上で、制度的（客体的）側面に対して個人的（主体的）側面が優越することを提示し²⁵⁾、当事者の立場を重視した。強いる行為というものは、外部要因に基づく個人への規定であり、岡村が言うところの客体的側面である。あくまでも当事者である個人の自発性・主体性が存在しないところには、少なくとも福祉的側面からの、「自立」は成立しないものといえるのではないだろうか。しかし、1990年代以降、このこととは裏腹に、自立を強いかねない思想的背景を包含した「自立」という言葉が、「支援」²⁶⁾概念と結び付くかたちで、新たに「自立支援」の用語のもと展開されるようになった。そこで、次にこの「自立支援」をめぐって考察をしてみることにする。

3 社会的統合としての自立支援で、なぜ社会的に包摂できないのか

「自立」という言葉が、以前からあったのに対して、わが国で「自立支援」という言葉が、使われるようになったのは比較的新しいものであると思われる。例えば、『現代福祉学レキシコン』(1993) や『現代社会福祉事典』(1995)などの辞典類には、「自立支援」の項目が存在していないのに対して、『国民福祉辞典』(2003: 218)になると、「自立支援」の項目が出てくる。このことは、ただの偶然というものではなく、政治思想の反映²⁷⁾や福祉に引きつけて言うと、社会福祉基礎構造改革というパラダイムの転換期が大いに関係していることは、間違いないであろう。そのことは、厚生省(当時)の内部検討組織である高齢者介護対策本部の本部長の私的検討会として、大森彌東京大学教授(当時)を座長とする「高齢者自立・支援システム研究会」が設置され、『新たな高齢者システムの構築を目指して——高齢者介護自立支援システム研究会報告書』が1994年12月にとりまとめられて以降、俄かに活況を呈していることからも理解できる²⁸⁾。

この社会福祉基礎構造改革で何がなされたのかについて、三浦の社会福祉の枠組みを援用した平野(2009)の分析が参考になる。まず、三浦(1997: 53)は、社会福祉の目的を「要援護者の自立の確保と、社会的統合を高めること」の二つの側面から捉えている。平野は、三浦の「自立」の概念を「自立支援」に置き換えた上で、措置制度は、「社会的統合と自立支援」が結合した制度であり、「要援護層」に限定した資源の配分しかできていないとし、福祉ニーズの多様化に伴った「福祉ニーズ層」の拡大に対応しきれない制度疲労の状況を呈していることを指摘する。その状況下においてなされたのが、社会福祉基礎構造改革であって、「社会的統合と自立支援を分離し、要援護層には社会的統合と自立支援を統合して実施し、社会的統合の対象でない福祉ニーズ層には、自立支援を提供することで広範な国民の自立支援を図ろうとした」(平野 2009: 222)ものと言及している。

つまり、このように「自立支援」を軸にして、広汎な「福祉ニーズ」に対してサービスが展開されることになったわけである。それでは、なぜ、「自立支援」が実行され始めたにもかかわらず、「無縁社会」が再発見されるに至り、「孤立死」(自死も含む)が右肩上がりに増え続けているのか。この疑問については、岩崎(2002)の次の分析が応えてくる。

「品位ある生にとって本質的に必要とされるもの——愛情、尊敬、他者との連帯」も、おもに家族がその満たす役割を担ってきたのだが、その機能も弱体化する。しかし、これらは国家や社会がニーズに対応した財を供給することが困難である。こうした「自立」に収斂されないニーズへの援助は、いかなる正当化要因に基づくといえるのだろうか。予防を目的としたものとも、補償を目的としたものとも、言い難い。私的扶養の補完というよりは代替機能——まさに社会的扶養の機能を有している。しかし、このようにこれまで家族が対応して

きた「自立」に収斂されないニーズが増大してくると、社会的扶養を、国民の三層構造²⁹⁾の第三層を対象とした「自立」社会に失敗コストととらえることはできない。第三層が例外であるからこそ、失敗コストととらえられたのが、私的扶養の弱体化は、第一層、第二層にもかかわる問題であり、例外への対応ではないのだ。このことは「自立」に規定された援助論理の限界性を示しているのである。

(岩崎 2002 : 109)

だからこそ、自立支援がさけばれるようになった1990年代から現在においてさえも、「無縁社会」に関する問題は、放置され続けてきたということになる。そして、この問題にあらたな正当化条件を付与するためにも、今後、国民的な議論がより必要になってくるものと考えている³⁰⁾。

IV 「成熟した依存」を許容する福祉社会の射程

1 人間がひとりで生きていくということの 主観的側面と客観的側面

III章第1節において、既述したとおり、本来、問われるべきは、「個人」や「個人主義」ではなく、「個人化」にこそ存在する。ジグムント・バウマン (Zygmunt Bauman, 1925-) の「個人化」に関する次の分析は、示唆的であるので、少し長くなるが示しておきたい。

われわれはすべて、いまや個人としてある。ただ、選択してそうなったわけではなく、不可避免的にそうなったのである。われわれが事実上の個人 (individuals de facto) としてあるかどうかにかかわらず、われわれは、権利上の個人 (individuals de jure) としてある。自己アイデンティティの維持、自己管理、自己主張、そしてとりわけこれら三つの課題すべての遂行を自分だけでできるということが、われわれの義務である。それは、新しい義務の遂行に必要である資源をわれわれが自由に使えようと使いまいとである。〔中略〕われわれの多くは、本当に個人となることなく個人化させられてきた。〔中略〕「権利上の個人」の苦境と、彼らが「事実上の個人」になるチャンス——自分の運命を掌握して自分が本当に望む選択を行うこと——の間には、大きく、また広がりつつある裂け目が存在している。現代の諸個人の生活を汚染する最も有毒な臭気は、この底しぬれぬ深さの裂け目から発している。そして、この裂け目は、個人の努力だけで——「ライフ・ポリティックス」³¹⁾の枠内で利用できる手段や資源によって——埋められるものではない。

(Bauman, = 2001 : 148-150)

バウマンが指摘する「権利上の個人」とは、何を意味するのだろうか。まさに、これこそが強いられた「自立」そのものなのではないだろうか。しかも、「自立支援」においても、なお放置

されうる領域の存在は、「個人化」によってもたらされた「無縁社会」を生きる「孤立した生」に隣合わせの状況である。アーレント (Hannah Arendt, 1906–1975) が描写した「私的」(private) の概念が、現代社会そのものを映し出しているかのようである。アーレントは、次のように言及している。

完全に私的な生活を送るということは、なによりもまず、真に人間的な生活に不可欠な物が「奪われている」deprived ということを意味する。すなわち、他人によって見られ聞かれることから生じるリアリティを奪われていること、物の共通世界の介在によって他人と結びつき分離されていることから生じる他人との「客観的」関係を奪われていること、さらに、生命そのものよりも永続的なものを達成する可能性を奪われていること、などを意味する。私生活に欠けているのは他人である。逆に、他人の眼から見る限り、私生活者がなすことはすべて、他人にとっては、意味も重要性もない。そして私生活者に重大なことも、他人には関心がない。

(Arendt, = 1958 : 87)

個人化の過程は、まさに主体性の喪失の過程であり、「市場の失敗」や「政府の失敗」ならぬ、「個人の失敗」と呼んでもよいのかもしれない。また、「はじめに」のところで述べたように、「一人でいること」(solitude) と「孤独」(loneliness) とは、仮にそのきっかけが同じであつたとしても、相違するのである。前者は能動性がある場合も含めることができるものであり、少なくとも関係性の欠乏に対する切迫感は希薄である。しかし、一方で、「孤独」の場合、仮に不本意さがない場合であったとしても、消極的な意味で現状を受容している状況にあるように思われる。フェミニズムが、「個人的なことは政治的なこと」(personal is political) と宣言したことは、広く知られているが、まさにこの「個人的なこと」ということが、これまで問題を隠蔽する装置の役割を果たしてきた。フェミニズムは、その「個人的なこと」³²⁾に対して、光を当てることで「社会的」な問題であること、そして「政治的」な問題であることを暴露した。このことは、当然のことながら、「無縁社会」にも当てはまることになるだろう

2 孤立させない社会に向けて

無縁社会は、個人的な問題なのか。仮に、「孤独」の範疇を出るものではなく、個人的な問題であるとしたならば、冷たい物言いになってしまふが、政策的には、ほっておくべきことにならざるをえない。なぜならば、それでは、「援助」の正当性の課題を克服できないからである。フリードマンの言葉を引くのは、聊か気が引けるが、「選択の自由」に他ならない。しかし、これまで見てきたことをふまえると、「無縁社会」の問題は、個人的な問題というよりは、社会構造の変化に伴う当然の帰結であり、個人の「自助」での克服を超えた問題となつてきている。内閣府も「社会的孤立」³³⁾との名称を定義し、社会的に支援する枠組みを模索している（ちなみに、「社

会的孤立」の援助の正当性は、「孤立死」に伴う社会的コストの増大にあると推察される）。但し、政策レベルでは、一定の方向性は出てきているものの、実践レベルでは、課題克服に向けての道程は、なお嶮しいと言わざるを得ない。そのことは、地区社会福祉協議会レベルでの「ふれあいサロン活動」などが展開されていてもである。なぜならば、真に「社会的孤立」をしている人は、その場にすら来れないからである。

V 結びに代えて

わが国における「生きづらさ」の一つは、ベネディクトが指摘した「恥の文化」であることは、疑いの余地がない。国民性と言えばそれまでだが、他者からの寛容さと、個人としての成熟と、自らの生に「誠実」なことが、許容される社会でない限り、「成熟依存社会」にはなりえないであろう。

つまり、美德とするところが「自重」することであるうちは、顔の見える「他者への依存」関係を受け容ることは、容易なことではない。万能な处方箋は、存在しえないと思われるが、福祉教育をはじめとした「個々の意識」の変容に向けた地道なかかわりが求められるものと思われる。「個人」として成熟し、また、「市民」として成熟した社会が、他者への寛容さを育み、「個人」も他者に依存することを「恥」としてではなく、自らの「生」に向き合うこととして受け容れる社会、そのような「成熟依存社会」を描くことは、ユートピアなのであろうか。

【謝辞】

本論文における問題意識の多くは、岐阜県「絆再生による安全・安心な地域づくり調査研究事業」の一環で行った受託調査での実体験を通して得たものである。特に、岐阜県環境生活部環境生活政策課地域安全室の平井八重子室長ならびに大垣市社会福祉協議会の早崎正人事務局長には、調査活動全般にわたり、度重なる御足労を願い、また快く御協力いただいた。ここに記して感謝の意を表したいと思う。また、当該調査については、岐阜経済大学まちなか共同研究室 菊本舞研究代表、共同研究者：梅木真寿郎・松久宗丙『一人暮らし世帯に関する地域住民の意識と活動及び地域政策に関する研究報告書』を併せて御参照いただけると幸いである。

〔註〕

- 1) 地域社会の空洞化については、様々な要因が絡み合っているので、一概にはいえるものではないが、産業の空洞化による雇用の喪失は、その大きな要因の一つとなっている。特に、近年まれにみる超円高や、他国に比して高い法人税、それに追い打ちをかけるかのような、東日本大震災後の電力不足は、企業の海外移転を加速させている。
- 2) 「無縁社会」とは、NHK取材班による造語である。「無縁死」（ひとり孤独に亡くなり引き取り手もない死のこと）の取材を通して、全国の市町村に「身元不明の自殺」や「行き倒れ」、「餓死」や「凍死」などで亡くなつた方が、年間3万2千人にのぼることが明らかになった。「ごく当たり前の生活をしていた人がひとつ、またひとつと、社会とのつながりを失い、ひとり孤独に生きて亡くなつていた」（NHK「無縁社

会プロジェクト」取材班 2010：2）の言葉に端的に見られるように、つながり、絆を喪失した「縁」が希薄化した社会のあり様ということができる。

- 3) その他に、高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）の報告書がある。「孤立死」に関する課題の詳細な分析に加え、モデル事業の取り組み事例なども盛り込まれている。
- 4) 「一人暮らし」になる可能性は、個々が選択したライフスタイルの帰結の文脈でのみ、判断できるものではなく、自殺の限界を超えた社会的要因も少なくない。そこで、誰にでも生じうる共通のリスクとして捉え、社会全体でそのリスクに備えることが重要であると言及している。
- 5) NHK スペシャル取材班と佐々木とく子ら（2007）が、『ひとり誰にも看取られず——激増する孤独死とその防止策——』（136–138 頁）の中で、岩田正美（日本女子大学教授）らの取材の知見から提示した、解決に向けた処方箋の一つである。その背景には、イギリスの精神分析学者フェアバーン（W.R.D. Fairbairn, 1889–1964）が唱えた対象関係論の発達理論の発想を援用したものである。フェアバーンは、乳児的依存段階にみる一方的な依存関係から、他者との相互的依存と協調関係を構築できるようになる「成熟した依存段階」への発達を提示した。これらの知見の示唆から、本論では「成熟依存社会」を、個人が主体的な生を自らの能力に応じて生きる、自律的な営みに対して、他者との相互依存関係を寛容する地域社会のあり様と定義しておく。
- 6) 「私」の訳語としては、大和言葉に由来する「わたくし」の場合、特に “impartial” の意味に近似しており、歴史上のどの時点での使い方に着目するかにより、その内容が大きく異なってくる（東島 2002：66）。このことは、「公私」が天皇を中心とする家族的共同体の発想であったことから、「全体と部分」を意味する、“partial” “impartial” に近かったことを意味している。
- 7) 『韓非子』の中で、「昔者蒼頡之作書也、自環者謂之私、背私謂之公。公私之相背也、乃蒼頡固以知之矣。今以為 同利者、不察之患也」との説明がなされている（金谷、1994：188）。なお、『韓非子』の中には、韓非自身が書いたものでないものもあるが、当該の「五蠹」篇は自作と考えられている。
- 8) 律令国家成立期には、口分田は「私田」と解されていたが、当該法律の施行により、「公田」と解されるようになり、パラダイムの転換がおきた。つまり、「私田」については、永代にわたって子孫に相続しうるものとの概念が形成された。
- 9) 類似の言葉としては、privative（欠如している）や privation（奪われること、欠乏）などがあるが、「奪う」という意味を持つものとなっている。
- 10) 寺澤（2010：1111）を参照。private は、中期英語（Middle English, 1100–1500 年）であり、その語源の “privare” は、ラテン語（Latin, 75 B.C.–200 年）である。
- 11) 白川によると、「個」とは、梁の顧野王が編した「玉篇」に「偏なり」とあり、相耦することのない、片方だけのものを指す。個人や個性などは、みな新しい翻訳語であると述べている。
- 12) ロックの批判の対象であったフィルマー（Sir Robert Filmer, 1604–1647）は、議論の出発点として、「人間は生まれながらに自由ではない」というものであった。周知のとおり、ロックは、『市民政府論』（『市民政府の眞の起源、範囲および目的について』）において、「絶対君主たちもやはり人間に過ぎない」（Locke, = 1968 : 19）こと、「各人が、どんな他人の意志あるいは権威にも服従させられることなく、自分の自然の自由に対してもっている平等の権利」（Locke, = 1968 : 58）があることを主張した。この点について、少し長くなるが、関家（2004：122–123）による説明を参考しておく。「彼はこう仮定した。人間は、もしかすると、事物の認識、物事の思考能力において神の子である王と同じではないだろうか。人間は、全知全能な王と同じく自己の感性で対象を捉え、それを自己の理性で考え、判断し、それに基づいて行動することができるのではなかろうか。もし、そうした思考様式が可能であるならば、そのような人間こそ、一個の独立した個（individual）として存在する資格をもち、もはや、個は、王や教会の命令に服従し、教会の権威に盲従する必然性はどこにもみあたらないことになる。〔中略〕『生得觀念』を否定することにより、神の子としての王の先天的な認識は不可能となり、従って、王を一人の人間として捉えざるをえない。それゆえ、両者の人間としての基本的な能力は同質である。この説明によって、彼は、両者の対等関係に基づいた近代契約思想の哲学的背景を論証することができた。〔中略〕こうした個の感性と自己の

- 頭で考えうる能力としての理性こそ、王の独占物ではなく、神が人間に等しく授けたものであり、人間は、これらの能力によって自己の意志を形成し、主体的人間となりうるものであるということができる。
- 13) トクヴィルは、1831年に訪問したアメリカでの9ヶ月にわたる調査見聞を、フランスに帰国後にまとめたものである。詳しくは、宇野重規（2007）を参照のこと。なお、ハイエク（F. A. Hayek, 1899–1992）は、「個人主義」という言葉と、『社会主義』という言葉を最初に創り出したのは、近代社会主義の生みの親であるサン=シモン主義者たちである」（F. A. Hayek, 1949 : 38）と述べている。要するに，“individualism”は、サン=シモンらが、「社会主義」の反意語として創り出したフランス語の英訳である。註19）も併せて参照のこと。
- 14) 安西（2007）などを参照のこと。福沢諭吉は、1860年に渡米、翌年には、渡欧（イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、ロシア、ポルトガル）し、帰国後、1866年の『西洋事情』などにみられるように、海外の諸制度等を紹介している。例えば、『学問のすゝめ』（1872–1876年）の一節、「天ハ人ノ上ニ人ヲ造ラズ人ノ下ニ人ヲ造ラズト云ヘリ」は、あまり有名すぎるものであるが、アメリカ合衆国の独立宣言を伝えるものと考えられている。また、1873年には、近代的啓蒙組織である「明六社」を森有礼、加藤弘之、中村正直、西周らと設立し、『明六雑誌』の創刊など、時代をリードする役割を担った。
- 15) 橋浦（1993）、龜山（2008）を参照。夏目漱石は、1900年より2年間、イギリスのロンドンに留学しているが、そのときに、「個人」という問題に直面することになった。そして、「自己本位」という四字を漸く考へて、其自己本位を立証する為に、科学的な研究やら哲学的な思索に耽り出したのであります」と告白している。加藤（2011 : 34）は、この点について、「エゴセントリックの意味ではなく、意志的であるという意味であり、自己決定的な姿勢という意味である」と述べているが、それらを踏まえると、夏目漱石は、個人主義の本質を明確に理解できていた人物であるということが可能である。
- 16) 「近代的個人」の発見にあたっての、ロックの『市民政府論』と正反対のものといえる。
- 17) 国体明徴運動は、1935年におきた美濃部達吉の学説である天皇機関説を排撃する運動であった。国体明徴声明（1935年8月3日）は以下のとおりとなっている。「恭しく惟るに、我が國体は天孫降臨の際下し賜へる御神勅に依り昭示せらるる所にして、万世一系の天皇国を統治し給ひ、宝祚の隆は天地と共に窮なし。されば憲法発布の御上諭に國家統治の大権は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に伝ふる所なりと宣ひ、憲法第一条には、大日本帝国は万世一系の天皇之を統治すと明示し給ふ。即ち大日本帝国統治の大権は嚴として天皇に存すること明かなり。もしそれ統治権が天皇に存せずして天皇は之を行使する為の機関なりと為すがごときは、これ全く万邦無比なる我が國体の本義を愆るものなり。近時憲法学説を繞り國体の本義に関連して兎角の論議を見るに至れるは寔に遺憾に堪へず。政府はいよいよ國体の明徴に力を効し、その精華を發揚せんことを期す。乃千茲に意の在る所を述べて広く各方面の協力を希望す」。
- 18) 日本国憲法第13条に、「すべて国民は、個人として尊重される」と明記された。このことは、戦前の「家」制度からの「個人」の解放という意味でも、時代に歓迎されるものであった。
- 19) フランス革命に端を発した「個人主義」という言葉は、その後、メーツトルらの反動的思想家やサン=シモン派によって普及することになった。デュルケームのアノミー論も、その系譜上に位置するものである（宇野 2007 : 83）。
- 20) 例えば、「孤食」。また、社会的関心の高まりを見せている「孤立死」の問題も同様である。
- 21) 日本国憲法第13条に規定されている「公共の福祉に反しない限り」との制限もあるが、ここでは、そのあたりの議論は省略する。
- 22) 寺澤（2010 : 342）を参照。“dependence”は、フランス語の dépendance を語源にもつもので、中期英語（Middle English, 1100–1500年）に見られる。1414年には、「依存すること」の意味で用いられていた。一方、“independence”も、フランス語の indépendance を語源にするもので、1640年には「自立」の意味で使われている。また、菊池（1993 : 31）によると、「自立 “independence”」とは、「自己以外のものの助力なしに、または他人からの支配を受けずに自己の意志によって決定し、行動すること」のニュアンスが強く、歴史的には市民革命期のイギリスに見るよう、「自立助長論には必ず経済的自立が含まれ、扶助の廃止による扶助費の節約を意味していた」ものであった。岩崎（2002 : 74）も、近代市民社会が、市民の要件として、経済的に身体的に「自助」し、「自律」するものを求める社会であったことを指摘している。

- 23) 寺澤（2010：84）を参照。“autonomy”は、ギリシャ語の *autonomia* に由来し、1623年に自治(権)の意味で使われた。(特にカントの)自律の意味で使われるようになったのは、1817年に、イギリスロマン主義の代表的な詩人であり、哲学者のコールリッジ (Samuel Taylor Coleridge, 1772–1834) によるものが初めてである。
- 24) この点について、岩崎（2002）は「援助の正当性」の側面から詳細に分析を試みている。
- 25) 岡村（1983：96）は、「社会福祉は、社会関係の主体的側面に対して第1次的関心をもち、その関心から社会関係の客体的側面の欠陥をみるのである」と述べている。
- 26) 「支援」概念については、太田義弘ら（1999：7–8；2009：2–7）によるソーシャルワーク研究の積み上げの中で、「援助」における専門職の視点に基づいた権威主義的な発想から脱却した、利用者とのパートナーシップを重視した意味での「支援」と捉える立場と、その一方で、国家及び公的責任の発露である「援助」概念からの福祉の後退として捉える「支援」概念の捉え方もある。これらは、主張は同一用語であるにもかかわらず、相當に次元の異なる議論となっている。
- 27) 濵澤（2011：45）は、日本における個人化を促進させた要因について、1992年の『国民生活白書』の中の「家庭」に対する位置づけが、「個人の自己責任による自己実現を促進する場」と変化したことを指摘している。また、「自己責任」とセットにするかたちでの「自己決定権」の蔓延する時期も同時期にあたる（小松 2004：26–27）。さらに、2002年にミルトン・フリードマンの『選択の自由』の文庫版が出版され、訳者はしがきの第一声が、「ベストタイミングで帰って来たベストセラー」とある。そして、当時の政権が小泉純一郎内閣（任期 2001 年 4 月 26 日—2006 年 9 月 26 日）であることから、当時の社会情勢を的確に映し出していると思われる。
- 28) 『現代福祉学レキシコン』に記載がない理由としては、当時は専門用語としての定着をまだ見ていないことの表れと捉えることもできる。また、国立情報学研究所の学術情報データベースである CiNii を使って、「自立支援」を検索すると、4314 件（2011 年 11 月 27 日現在）ヒットし、1990 年 1 月号の『月間福祉』73(1)が初発となっている。ここ 20 年で大きな伸びを示していることを確認することができる。
- 29) 第一層とは、「予防・補償・『自立』主体創出によって『自立』が可能な層」、第二層とは、「私的扶養を補完する援助によって強化された私的扶養を受ける層」、第三層とは、『『自立』社会の失敗コストとして援助を受ける特定の層 (needy)』のことを意味している（岩崎 2002：97）。
- 30) 岐阜県においても環境生活部環境生活政策課地域安全室が 2011 年 4 月 1 日より新設され、「紓再生による安全・安心な地域づくり調査研究事業」が進められている。
- 31) 「イギリスの社会学者アンソニー・ギデンズによる概念。固定化された伝統や支配体制が生み出す榨取・不平等・抑圧からの解放を目指す従来の『解放のポリティックス』に対して、後期近代に特徴的であるのは、グローバル化された環境の中である程度の自律性を得た個人が、再帰的に自己のあり方を決定し生活を形作っていく自己実現をめぐる政治であるとされる (Bauman, 2001 : 27–28)。
- 32) 『自殺対策基本法』第 2 条第 1 項「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない」と明記されている。従来の個人的な問題としての取り扱いから、「社会的問題」として認識された例である。それ以外にも、DV や児童虐待等も同様である。
- 33) 『平成 22 年版 高齢社会白書』（内閣府、2010：52）によると、「社会的孤立」とは、「家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態」という意味である。また、単身世帯でも、家族や近隣・友人との交流がある状態は「社会的孤立」ではなく、一方、家族と同居していても、家族との日常的な交流がない上に外部の近隣・友人とも接触が乏しければ、「社会的孤立」に該当するものとしている。

〔文献〕

- 安西敏三（2007）「福沢諭吉と A·d·トクヴィル『アメリカのデモクラシー』（二・完）」『甲南法学』47(3), 51–95
- Arendt, H., (1958) *The Human Condition*, Chicago University Press (= 1994, 志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房)

個人化社会における自立と依存に関する一考察（梅木）

- Bauman, Z., (2001) *The Individualized Society*, Polity Press (= 2008, 澤井敦・菅野博史・鈴木智之 共訳『個人化社会』青弓社)
- Beck, U., (1986) *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine Andere Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag (= 1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会』法政大学出版局)
- Benedict, R., (1946) *The Chrysanthemum and the Sword*, Houghton Mifflin, Boston (= 1974, 長谷川松治訳「菊と刀——日本文化の型」『日本教養全集 第18巻』, 3-165)
- Durkheim, É., (1893) *De la division du travail social.* (= 1971, 田原音和訳『社会分業論』青木書店)
- 藤森克彦 (2010) 『単身急増社会の衝撃』日本経済新聞社
- Friedman, M. & Friedman, R., (1980) *Free to Choose; A Personal Statement*, New York and London: Harcourt Brace Jovanovich (= 2002, 西山千明訳『選択の自由——自立社会への挑戦』日本経済新聞社)
- Hayek, F., (1949) *Individualism and Economic Order*, Routledge & Kegan Paul, London (= 嘉治元郎・嘉治佐代訳『ハイエク全集 第3巻 個人主義と経済秩序』春秋社)
- 平野方紹 (2009) 「社会福祉制度の体系」社会福祉士養成講座編集委員会編『現代社会と福祉——社会福祉原論』中央法規出版, 209-228
- 岩崎晋也 (2002) 「なぜ『自立』社会は援助を必要とするのか——援助機能の正当性」古川孝順・岩崎晋也・稻沢公一・児島亜紀子著『援助するということ』有斐閣, 69-133
- (2006) 「『障害者』の『自立』を支援することの意義は何か——社会福祉の存在意義を問う」『現代福祉研究』6, 57-79
- (2008) 「社会福祉にとっての『自立』支援とは」日本社会福祉学会編『福祉政策理論の検証と展望』, 173-195
- 亀山佳明 (2008) 『夏目漱石と個人主義——〈自律〉の個人主義から〈他律〉の個人主義へ』新曜社
- 金谷治 訳注 (1994) 『韓非子 第四冊』岩波書店
- 加藤博史 (2010) 『福祉哲学——人権・生活世界・非暴力の統合思想——』晃洋書房
- (2011) 『共生原論——死の質、罪の赦し、可傷性からの問い——』晃洋書房
- 菊池幸子 (1993) 『自立』京極高宣監修『現代福祉学レキシコン』雄山閣出版, 31
- 小松美彦 (2004) 『自己決定権は幻想である』洋泉社
- 高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議(「孤立死」ゼロを目指して) (2008) 『高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議(「孤立死」ゼロを目指して) ——報告書——』
- 黒住真 (2002) 「日本における公私問題」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』東京大学出版会, 229-239
- Locke, J., (1689) *Two Treatises of Government*, London (= 1968, 鵜飼信成訳『市民政府論』岩波書店)
- 三浦文夫 (1997) 『増補改訂 社会福祉政策研究』全国社会福祉協議会
- 水林彪 (2002) 「日本の『公私』観念の原型と展開」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』東京大学出版会, 1-19
- 内閣府 (2010) 『平成22年版 高齢社会白書』佐伯印刷
- 仲村優一・岡村重夫・阿部志郎・三浦文夫・柴田善守・嶋田啓一郎編 (1995) 『現代社会福祉事典』全国社会福祉協議会
- 中山道子 (2002) 「セックス」佐々木毅・金泰昌『国家と人間と公共性』東京大学出版会
- 夏目漱石 (1978) 『私の個人主義』講談社
- NHK「無縁社会プロジェクト」取材班 (2010) 『無縁社会——“無縁死”三万二千人の衝撃』文藝春秋
- NHKスペシャル取材班 (松木秀文・清水将祐・小形修一・春原雄策)・佐々木とく子 (2007) 『ひとり誰にも看取られず——激増する孤独死とその防止策——』阪急コミュニケーションズ
- 岡村重夫 (1983) 『社会福祉原論』全国社会福祉協議会
- 太田義弘編 (1999) 『ソーシャルワーク実践と支援過程の展開』中央法規出版
- 編 (2009) 『ソーシャルワーク実践と支援科学——理論・方法・支援ツール・生活支援過程』中央法

規出版

- 齋藤純一（2000）『思想のフロンティア——公共性——』岩波書店
- 関家新助（2004）『西洋哲学思想と福祉——人権思想を中心に——』中央法規出版
- 瀧澤透（2011）「社会の『個人化』と教育学的発達研究の課題——人格発達論と自己形成論との架橋——」『南九州大学人間発達研究』1, 43–55
- 白川静（2007）『新訂 字統』平凡社
- Smiles, S., (1858) *Self-Help, with Illustrations of Character and Conduct* (= 2002, 竹内均訳『自助論』三笠書房)
- 硯川眞旬監修（2003）『国民福祉辞典』金芳堂
- 武川正吾（2007）『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家——』東京大学出版会
- 寺澤芳雄（2010）『英語語源辞典』研究社
- 東島誠（2002）「公はパブリックか？」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』東京大学出版会, 63–85
- Tocqueville, A., (1840) *De la démocratie en Amérique*, t. 2, Paris: Michel Lévy (= 2008, 松本礼二訳『アメリカのデモクラシー 第2巻(上)』岩波書店)
- 宇野重規（2007）『トクヴィル平等と不平等の理論家』講談社
- 渡辺浩（2002）「『おほやけ』『わたくし』の語義——『公』『私』，“Public”“Private”との比較において——」佐々木毅・金泰昌『公共哲学1 公と私の思想史』東京大学出版会, 145–154